

情報通信審議会 情報通信技術分科会（第159回）議事録

1 日時 令和3年10月26日（火）14：30～15：23

2 場所 Web会議による開催

3 出席者

（1）委員（敬称略）

尾家 祐二（分科会長）、安藤 真（分科会長代理）、石井 夏生利、
伊丹 誠、江崎 浩、江村 克己、國領 二郎、三瓶 政一、
高橋 利枝、長谷山 美紀、増田 悦子、森川 博之（以上12名）

（2）専門委員（敬称略）

山中 幸雄（以上1名）

（3）総務省

<国際戦略局>

田原 康生（国際戦略局長）、小野寺 修（国際戦略局次長）、
山内 智生（官房審議官）、新田 隆夫（技術政策課長）

<総合通信基盤局>

二宮 清治（総合通信基盤局長）

・電波部

野崎 雅稔（電波部長）、荻原 直彦（電波政策課長）、
中里 学（電波環境課長）、伊沢 好広（電波利用環境専門官）

（4）事務局

成田 隆（情報流通行政局総務課総合通信管理室長）

4 議 題

（1）諮問案件

① 「Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方」について

【令和3年9月30日付け諮問第27号】

（2）答申案件

① 「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPR
会議（令和3年） 対処方針」について

【昭和63年9月26日付け電気通信技術審議会諮問第3号】

開 会

○尾家分科会長 皆さん、こんにちは。それでは、ただいまから情報通信審議会第159回情報通信技術分科会を開催いたします。

本日もWeb会議となっております。現時点で、委員15名中12名が出席されています。Web会議となりますので、皆様、御発言の際はマイク及びカメラをオンにして、名前を名のっていただきまして御発言をお願いいたします。

また、本日の会議の傍聴につきましては、Web会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。

初めに、先日、総務省幹部の皆様には人事異動があったと伺っております。事務局から御紹介いただけるとのことですので、よろしくお願いいたします。

○成田総合通信管理室長 それでは、本会議に出席しており、異動があった幹部職員につきまして紹介いたします。

山内大臣官房審議官、国際技術、サイバーセキュリティ担当でございます。審議官、一言御挨拶をお願いいたします。

○山内官房審議官 10月に着任をいたしました山内でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○成田総合通信管理室長 以上で幹部紹介を終わります。

諮問案件

①「Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方」について

【令和3年9月30日付け諮問第27号】

○尾家分科会長 それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

本日の議題は、諮問案件1件、答申案件1件でございます。

初めに、諮問第27号、「Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方」について審議いたします。本件は、令和3年9月30日に総務大臣より情報通信審議会に諮問され、

同日付で議事規則第10条第4項の規定により、当分科会に付託されたものです。

それでは、総務省から御説明をお願いいたします。

○新田技術政策課長 総務省国際戦略局技術政策課長の新田でございます。それでは、資料159-1-1のパワーポイントの資料により、諮問案件、Beyond 5Gに向けた情報通信技術戦略の在り方」について御説明させていただきたいと思っております。

諮問の概要につきましては、表紙の次の1ページ目にお示ししておりますが、諮問の背景について2ページ目で御説明をさせていただきたいと思っております。2ページ目を御覧いただければと思っております。参考というところでございます。

このパワーポイントの上段は、昨年6月に総務省が開催いたしました懇談会で取りまとめましたBeyond 5G推進戦略の概要をお示ししているものでございます。推進戦略におきましては、上段の左側にお示ししておりますとおり、Beyond 5Gが情報通信ネットワークの全体の基盤であると位置づけた上で、サイバー空間とフィジカル空間を高速かつ密接に融合するというところで、2030年代に、この図の右側でございますが、インクルーシブ・包摂性、サステナブル・持続可能性、ディペンダブル・高信頼性、こういったものを兼ね備えた強靱で活力のある社会を実現することを目指すべき社会像としてお示ししているところでございます。

もう一つ、昨年この推進戦略におきましては、上段の右側にお示ししておりますとおり、Beyond 5GをSociety 5.0のあらゆる産業や社会活動の基盤と位置づけまして、この上段の図の右側、2030年のところに示してありますように、超高速・大容量、あるいは超低遅延など、7つの機能を明確にして、これらのBeyond 5Gの7つの機能を実現するための研究開発を推進すべきであるといった提言がなされているところでございます。

その一方で、総務省におきましては、昨年度の補正予算によりまして、このBeyond 5Gの研究開発に取り組むための基金を300億円という規模で設置いたしまして、現在、例えばハイレベルな基幹研究や提案型の研究、技術シーズの創出型の研究などに取り組んでいるところでございます。

その一方、当時の総務大臣からは、今後さらに5年間で、総額1,000億円規模の研究開発投資をBeyond 5Gに対して行うことを表明いただいております。これを受けまして、総務省の問題意識としては、お示しいただいている戦略をさらに具体化していく必要があるのではないかと考えております。Beyond 5Gの研究開発項目でございますが、

例えばテラヘルツなどのような無線系もあれば、大容量のトラフィックを超高速かつ超低消費電力で運べるような光ネットワークの技術、通信のデバイスの技術、量子、あるいはネットワークそのものを管理するための技術や仮想化技術など、様々な要素技術がございます。これらの中で日本としてはどこに得意分野があるのかをしっかりと見極めて、その強みを伸ばすために、また政府はどういったところに研究開発のリソースを集中すべきなのかといったことを検討したいと考えているところでございます。

こういった研究開発の戦略に加えまして、標準化についても、我が国の強みのある研究領域がある程度特定されたとして、これをどう国際標準化で取り組むのかという戦略もより具体化すべきと考えております。ITUのようなデジュール標準や、あるいは、民間の標準化団体のデファクト標準とかフォーラム標準がございますが、それぞれについてどういった領域を標準化のターゲットにすべきかなどについてしっかり標準化戦略として具体化したいと考えております。

また、当然、日本が全て自前で研究開発できるということではなく、必ずしも得意としないところは外国のベンダーと組むこともあるかと思いますが、どういった研究領域で連携したり共同研究に取り組むべきか、といった問題意識で、昨年のBeyond 5G推進戦略をさらに具体化していきたいと考えているものでございます。

それから、この下の段に「政府全体のイノベーション政策動向」ということでお示ししております。現在、今年度より、第6期科学技術・イノベーション基本計画の期間に入っておりますが、この基本計画におきましても、Society 5.0の実現に向けて、下の左半分に書いておりますとおり、例えば（1）におきましては、Beyond 5Gをはじめとする宇宙、量子、半導体などの技術開発を推進すべきと赤字で強調してございますし、（3）では、安心・安全に資する重要技術を守り育てるべき、それから（6）におきましては、AI、量子、宇宙、環境エネルギー、知財・標準化といった個別分野の国家戦略の見直しも議論がこれから始まっていくとされてございます。

Beyond 5Gは、無線関係だけでなく、ここにお示ししているようなAI、量子、宇宙、グリーンなど様々な概念を含む非常に裾野の広い社会インフラでございますので、総務省のBeyond 5G推進のための技術戦略を検討する上で、これらの政府の戦略と十分整合させる必要があると思います。

そこで、この審議会、技術分科会での議論を政府戦略にインプットし、逆に政府戦略の動向をこの技術分科会の議論に反映させるという双方向の対応をしていきたいと考

えてございます。

以上が背景でございますが、1ページ戻っていただきまして、諮問の概略について改めて簡単に紹介したいと思います。ポイントとして4つのポツをお示ししておりますが、先ほど申した点は2つ目です。2ページ目の上段で先ほど申し上げましたようなBeyond 5G推進のための研究開発戦略と知財・標準化戦略を具体化していくことが必要であるということを申しております。

それからその下、3つ目のポツですが、量子、AI、知財・標準化、安全・安心等の個別分野の国家戦略との関係で、総務省の技術戦略を改めて整理した上でしっかり整合性を図るということで、政府全体からの推進力を上げたいということが狙いとしてございます。

スケジュールでございますが、一番下にお示ししておりますとおり、去る9月30日の情通審総会で諮問されまして、当分科会に付託され、当分科会におきまして詳細な審議をいただくことが決まっております。来年6月を目途に一部答申をいただくことを、事務局としては希望しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。

○尾家分科会長　ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出いただければと思います。よろしくお願いたします。

三瓶委員、お願いたします。

○三瓶委員　大阪大学の三瓶です。御説明どうもありがとうございました。この件について、1つ意見があります。今回のこの流れという中で、今、技術開発、技術を創出する部分にかなりお金を使っているというのは始まっていると思います。この流れは正しいですが、日本の今までの5Gまでの弱みってどこなのかといったときに、技術開発はさておき、技術を開発し、そこで知財という意味で特許を取得したという流れの後に、それを標準化にどうつなげるのかということが決定的に弱かったということかと思えます。そういう意味で考えますと、知財戦略の確立ということが今一番弱いということだと思います。それがこの資料で、参考というところで見ると、「社会実装」とか「流出対策」という言葉がありますけども、多分この部分に該当するところが特に弱いのだろうと思います。

片や、知財といったときに、技術者の間でも捉え方が適切かどうか疑問が生じる点が

多々あります。例えば、標準化といったときに、確かにITU-Rというのは標準化団体ではありますが、ITU-Rに寄与した結果として、知財による収益がそこで発生するのかというと、それは違うわけですね。特に無線の場合には、ITU-Rの標準というのは、外部で作成した詳細規格、これをITU-Rで認証することによってITU規格になっているという流れがありますので、知財が発生する、知財費が発生するという知財戦略の基というのは3GPPで、標準化の中に文言がしっかりと入ること、すなわち特許に繋げることが重要であって、必ずしもITU-Rで文書寄与するだけでは十分ではないということが挙げられます。そういう意味では、3GPPの標準規格の中にどうやって知財の内容を実際に盛り込むのかという戦略が最も重要であって、それがこの社会実装とか流出対策につながるということかと思えます。

もう一つは、ノキアとダイムラーの特許訴訟というのがありましたけども、これも5G以降の知財戦略の大きな流れの変化点だと私は思っております。例えばバーティカルセクターがこれから5Gネットワーク、6Gネットワークにつながっていくときに、どこに知財の対価を求めるのかという求め方が大きく変わろうとしている。これが、車という意味でノキアとダイムラーの訴訟だったわけですけども、これがいろんな形のバーティカルセクターにこれから拡大していく可能性があって、じゃ、その流れにどう乗っていくのかということも重要ではないのかと思えますし、あと光関係ですね。光関係は必ずしも3GPPで今までやっていたということではないので、3GPPの流れのような標準化が生まれるのかどうかも含めて私は分からない点もあるのですが、もし同じように今度、知財発生というプロセスがあるのであれば、そういうところをきっちりと捉えていかないといけないと思えますし、他者との連携というのも、例えば3GPPのスタンダードアイテムにしっかりとその技術が盛り込まれるように努力するという意味で、技術開発の連携というものを知財戦略の中にもうまく組み込むという意味で、やはりこの議論を進めていっていただかないといけないんじゃないかなと思っております。特に今述べたことは、日本が多分最も今まで弱かった点ではないのかなと思えますので、こういう点を含めてこの議論を進めていただければと期待しております。

以上です。

- 尾家分科会長 ありがとうございます。新田さん、何かございますか。
- 新田技術政策課長 三瓶委員、御意見ありがとうございます。おっしゃるとおり、今のITU-Rのモバイルの標準化そのものは、実質的には3GPPのドキュメントを

引用しながら標準をつくっていますので、ITU-Rのコントリビューションそのものが標準化とか標準必須特許に直接つながらないという御指摘はそのだと思います。先ほども私のほうからご説明させて頂いたとおり、ITUのデジュール標準と民間フォーラムや民間標準化団体におけるデファクト標準化の活動の両面にどう戦略的に取り組むのかというところが非常に重要な課題として、総務省、事務局サイドとしても認識しているところでございます。この議論の後に御説明差し上げる今後の進め方の中でも申し上げたいと思いますが、戦略的には、Beyond 5G新経営戦略センターというところで産学官の枠組みでBeyond 5Gの標準化戦略の議論をされておりますので、ITUだけではない民間標準化機関に対する標準化活動、どこと組んでどういうふうに取り組んでいくのか、それから、オープン・アンド・クローズ戦略を踏まえた上で、どこで知財を確保していくのか、その辺をしっかりと考えていく必要があると総務省としても考えております。

それから、御指摘のあったバーティカルセクターの関与というところもかなり大きくなっていると理解しておりますが、ご指摘の光の標準化の関係についても、当然、今後民間のフォーラム活動の進展も見込まれますので、その中で、日本の関係者としてどこかの知財を狙っていくのかなど、こちらも新経営戦略センターの中のアジェンダとして御議論いただく必要があると考えているところでございます。三瓶委員からの御意見、非常に重要なポイントだと理解してございますので、今後の議論の中でしっかり踏まえていきたいと考えてございます。

○尾家分科会長　ありがとうございます。ひとまずよろしいでしょうか。

続きまして、江村委員、お願いします。

○江村委員　先ほど、日本の弱み、強みを考えてグローバル連携という話がありました。一方で今、経済安全保障の議論が機微な話として取り上げられるようになってきていて、技術戦略という議論だけでは済まなくなってきていると認識しています。資料1ページの一番下に、情報通信政策部会と連携しながら審議を進めることを想定とあり、この点が非常に重要であると感じています。具体的にどう進めるのか。「必要に応じ」と記載がありますが、私は不可避ではないかと考えています。進め方について、何かお考えがあればお聞かせいただければと思います。

以上です。

○新田技術政策課長　江村委員、御指摘、御意見を頂戴いたしましてありがとうございます。情報通信政策部会で、同じ9月30日、諮問された案件におきましても、経済安

全保障の観点が必要なアジェンダの一つとなっております。これはもちろん総務省としても、経済安全保障を踏まえた対応はこれから重要になってきますし、先ほどもちょっと御説明いたしました、経済安全保障を確保する上で、総務省としてもどこが重要な技術の領域なのか、Beyond 5G関係の技術の流出みたいなところに気を配りながら、しっかり研究開発、育成をしていくという要素が重要と思います。情報通信政策部会の審議も始まったばかりで具体的な方向性がまだ見えていないこともありますので、私ども情報通信技術分科会の御議論と情報通信政策部会の御議論がある程度進捗した段階で、両者の連携について具体的にすり合わせをしていきたいと考えております。

また、当然、政府全体でも重要技術をどう育成していくのかは重要な議題となっておりますので、先ほども申し上げましたとおり、政府全体の経済安全保障の技術の育成、こちらの戦略等も十分反映させる必要があると考えています。特にどこをしっかりと守っていく領域であるかということこれからしっかり特定していくことも始まるかと思っておりますので、その中で、Beyond 5G推進戦略の具体化と政府の動きとを連動する形で戦略をつくっていききたいと考えているところでございます。

以上です。

○江村委員　ありがとうございました。

○尾家分科会長　続きまして、森川委員、お願いします。

○森川委員　ありがとうございます。ほかの場でもいろいろとお話しさせていただく機会があるかと思いますが、ここでも1つだけお願いしたいことがございます。やっぱり本気の国プロというのは目指していただきたいというお願いでございまして、どの省庁の国プロでも試行錯誤しながらやっけてはいるところで、正解というのはないとは思っておりますが、試行錯誤しながらでも、本気で事業化を考えていく国プロ、そういったものを考えていただきたいと思っています。すなわち、国プロは大きく2つに分かれるかなと思っております、1つ目が本気で事業化を考えているものを国がしっかりと後押しするというのが1つ目。2つ目が、大学なども関わるような基礎研究的なもの、この2つは分けて考えるべきだと思っています。

前者に関しては、それなりに金をつぎ込むのも必要で、特にハードが関わるようなものでは、Beyond 5Gで周波数帯が高くなると、お金がかなりかかりますので、桁が違うぐらいの金額を支援するというのもあり得るのかなと。一方、後者の基礎研究的というか、大学なども関わるようなものは広く薄くというようなメリハリもあってもいいのかな

と思っております。その上で、前者の本気で事業化を目指すもの、こちらは三瓶委員の御指摘とも似ておりますが、やっぱり場をつくる活動、あるいは、広く言うとマーケティング活動なども重要ですので、技術開発だけにとどまるのではなくて、事業開発と知財・標準化の三位一体の活動を後押ししていく、そのような国プロもぜひお考えいただければと思っております。

以上です。

○新田技術政策課長 森川委員、御意見ありがとうございました。いわゆる事業化を重視する国プロと、基礎研究をしっかり推進する国プロ、2種類を分けてしっかり考えるべきだという御指摘だったと思います。今、Beyond 5G研究開発促進事業に取り組んでおり、先ほど申し上げました300億円の基金を活用して研究開発推進事業をやってございます。その中でも、いわゆる基幹課題とか、そういったところは比較的事業センスとか出口戦略を評価ポイントとして置いているところがございます、その辺もかなり重視された評価になっているかと思えます。その一方で、私ども情報通信審議会の問題意識として、現在のBeyond 5Gを推進する基幹課題はこういう項目で組み立てるべきということ構成していますが、さらに今後5年間の予算規模もある程度見据えて、改めて事業化を念頭に置きながら、より事業化というセンスでどういう研究開発課題に取り組むべきなのかということ、いま一度、技術分科会の有識者の皆様でもディスカッションいただいて、取り組むべき研究開発の骨格のようなものをあぶり出させていただく作業をしていただければと考えております。

それから、基礎研究、いわゆる広く薄くの部門については、今のBeyond 5G研究開発促進事業におきましては、技術シーズ創出型ということで取り組んでございます。こちらは、若手の研究者ですとか、中小・ベンチャー企業の支援育成の機能も兼ね備えたスキームとなっておりますが、こういった基礎研究、あるいは、若手とか中小とかベンチャー企業をもっと広く薄く支援して芽を出していただくという機能を発揮するために、Beyond 5G研究開発促進事業はどのような立てつけにするのがより効果的なのかということも議題としては十分考えられると思えますので、事務局としては、その点についても御議論いただければと考えているところでございます。

以上です。

○森川委員 ありがとうございます。

○尾家分科会長 皆様、大変活発な御質問ありがとうございます。そのほか、何かござ

いませんでしょうか。よろしいでしょうか。

大変貴重な御意見で、強み、弱みをきちんと自覚して、弱みに対する対応と強みをさらに進めるための対応についていろいろ御質問いただいたと思います。また、強み、弱みがあることによる連携の際に配慮すべきことなどについても御質問がありました。今後の検討の中で、こういったことも参考に御検討いただければと思います。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようでしたら、ただいまの説明を了承し、本件諮問の審議を進めることといたします。本件諮問につきましては、専門的かつ効率的に調査・検討を進めていただくために、本分科会の下に設置されている技術戦略委員会におきまして調査・検討を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。異議がある場合には、チャット機能でお申出いただければと思います。

(異議の申出なし)

○尾家分科会長 特にないようですので、それでは、総務省より今後の進め方について説明をお願いいたします。

○新田技術政策課長 それでは、お手元の資料159-1-3、「今後の検討の進め方について」を御覧いただければと思います。

1 ページ目に、情報通信審議会におきます検討体制ということで、左側は本情報通信技術分科会の構成員の皆様のリストでございまして、先ほど、尾家分科会長から御説明いただいたとおり、相田専門委員を主査、森川委員を主査代理とし、ここにお示ししているような委員の皆様で構成しております技術戦略委員会におきまして具体的な調査・検討を進めていただくということをお願いできればと考えてございます。

2 ページ目に、今後のスケジュールをお示ししているところでございます。本日の技術分科会は10月26日というところでございますが、このうち、早速来月に入りましたら技術戦略委員会の第1回を立ち上げたいと考えております。技術戦略委員会におきましては、委員・専門委員の皆様、それから、外部から有識者をスピーカーとしてお招きしながら、Beyond 5Gの関連技術の研究開発の動向など様々な情報を収集いたしまして、Beyond 5G推進戦略のさらなる具体化を御議論いただくことを考えてございます。

それから、先ほども関連するやり取りなどがございましたが、産学官連携の活動ということで、下のほうに緑の矢印でお示ししておりますところがございます。上のほう、Beyond 5G推進コンソーシアムということで、これは昨年12月に設立されました産学官ベースの研究開発とか社会実装に関する推進戦略を議論するコンソーシアムでござ

います。それから、特に国際標準化の関係で申し上げますと、その1つ下、国際標準化・知財戦略の関係につきましては、Beyond 5G新経営戦略センターにおきまして、これからタスクフォースが設置されるということで、こちらも精力的な議論がこれから始まるという状況でございます。今後、技術戦略委員会の検討をより効率的に進めるということで、これらの2つのコンソーシアムと新経営戦略センターからの検討状況を随時インプットいただきながら審議を進めていければと考えているところでございます。

1枚めくった3ページ目にコンソーシアムの概要、4ページ目に新経営戦略センターの概要についてそれぞれお示ししてございますので、御確認いただければと思います。事務局からは以上です。

○尾家分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、チャット機能にてお申出くださいませ。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、定足数も満たしておりますので、本資料に基づき、技術戦略委員会において調査・検討を行うことといたします。本委員会の委員の方々も、何名か入っていらっしゃると思います。よろしくお願いいたします。

答申案件

「国際無線障害特別委員会（C I S P R）の諸規格について」のうち「C I S P R 会議（令和3年）対処方針」について

【昭和63年9月26日付け電気通信技術審議会諮問第3号】

○尾家分科会長 それでは、続きまして答申案件に移ります。まず、電気通信技術審議会諮問第3号、「国際無線障害特別委員会（C I S P R）の諸規格について」のうち「C I S P R 会議（令和3年）対処方針」について、電波利用環境委員会主査代理の山中専門委員から御説明をお願いいたします。

なお今回、資料159-2-1及び2-2につきましては、国際会議終了までは資料を公開できないために、傍聴の方には資料159-2-1の一部のみの配付としております。御了承のほど、お願いいたします。それでは、お願いします。

○山中専門委員 それでは、私から、電波利用環境委員会、C I S P Rの審議状況及び会議の対処方針について御報告させていただきます。報告の全文は資料の159-2-2にございますが、スライド形式に概要をまとめました資料159-2-1に従って説

明をさせていただきます。

それでは、1枚めくっていただいて、右肩に1ページと記しております資料を御覧ください。C I S P R総会ですが、昨年は新型コロナウイルスのためにスウェーデンでの開催が予定されておりましたが、中止となりました。このため、本年も同場所において開催予定だったのですが、やはり実開催は取りやめになりまして、オンラインの形で総会が開催されることになりました。

ということで、2の本年度の開催概要ですが、11月8日から19日までの間、Web会議によって開催されます。全体総会と各小委員会の総会が開催される予定です。ただし、D小委員会と運営委員会については開催されません。我が国からは、総務省をはじめ28名が参加予定となっております。

3の基本的な対処方針につきましては、例年と同様ですが、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また、我が国の利益と国際協調を考慮して大局的に対処いたします。

それでは、以下、総会及び小委員会の課題と対処方針について、ポイントのみ御説明いたします。

まず、2ページ目を御覧ください。こちらは、総会対処方針となっております。総会は、全ての小委員会の総会が終わった後に開催されますので、各小委員会の結果報告と、それに対する議論が中心となります。そのほか、総会での議題に上がっているのが以下の3点です。

まず、1つ目のロボットに関する規格については、前回の上海会合で、どの種類のロボットをどの小委員会で担当するかという整理がされましたので、各小委員会が規格作成を開始しております。今回の総会では、測定に関する留意点のガイダンス文書の紹介が行われる予定です。これに従って、速やかに要求条件の明確化を行うという基本方針で対処いたします。

2番目の装置数の増加、複数供試機器の影響を考慮した許容値の在り方につきましては、従来のC I S P R許容値は、1つの妨害波形に対して受信機が障害を受けないようにという、いわゆる1対1のモデルでしたが、近年、例えばLED照明とかインバーター内蔵機器のように複数の機器が同時に多数使用される場合の許容値の考え方、いわゆるn対1のモデルについての議論が継続的に行われております。

本件に関して、上海会議の後にI A R Uから実測例に関するレポートが提出され、こ

れに対する各国からのコメントと、それに対する回答の報告が行われます。これについては、たとえ機器の数が倍になったとしても、影響は単純には倍にならないということで、妨害波の加算と無線通信の影響との関係、それから、妨害波加算効果の評価方法、さらにはエミッション規格に対するC I S P Rとしての考え方について慎重に検討を行っていくという基本方針で対処いたします。

3つ目の障害事例の役割ですが、近年、デジタル化、モバイル化によりまして、実際の障害はなかなか報告されにくくなっているという事実がございますが、モデル検討の補完材料として有用ですので、これを可能な限り活用して、合理的な許容値の導出を推進すべきという基本方針で対処いたします。

以下は、各小委員会のトピックスとなります。3ページ目はA小委員会です。なお、以下の資料では、CD、CDV、FD I S等の規格案の用語で使用しておりますが、それらの段階については、最後の9ページを参考にいただければ幸いです。

まず、Aでは30メガヘルツ以下の放射妨害波測定の規格化を進めております。従来、30メガヘルツ以下の妨害波測定は、ケーブルを伝導する妨害波の電圧や電流を主に測定していたのですが、近年、無線電力電送技術等の進展に伴い、機器から直接放射される電磁界を測定する必要が生じてまいりました。このため、放射妨害波の測定方法と、その測定場所の要求条件、測定アンテナの校正法を規定するものです。いずれも、我が国から寄与、貢献しているものであり、ほぼ最終段階に近づいておりますが、引き続き規格化推進の立場で対応いたします。

次に、4ページはB小委員会のトピックスで、設置場所等での妨害波測定に関する検討です。I S M装置のうち大型で大電力の装置等では電波暗室での測定ができないため、最終設置場所での測定を行うこととなっておりますが、実際の測定は、周囲雑音の影響等でなかなか困難になっております。このため、測定法の見直しが行われております。また、Defined Siteとあって、試験場でもなく設置場所でもない、それらの中間的な、いわゆる出荷検査用の試験場の規定についても検討が行われています。これらについては、測定の妥当性と実用性の両立に向けた技術検討を進めてまいります。

5ページ目は、B小委員会のもう一つのトピックスで、ワイヤレス電力伝送、W P Tに関するものです。まず、電気自動車のW P Tについては、我が国のエキスパートがリーダーを務めて検討を進めてまいりましたが、各国の承認を得るのに苦勞しております。そこで、課題を5つに分割して、ステップバイステップで進めることを提案して、合意

を得ました。その最初の課題、フラグメント1であります用語定義の追加及び測定法の規定に関しては、CDVが大多数の賛同を得て承認されました。今後、最終規格案、FDISに進むことになる予定です。

さらに、第2のフラグメント、これは、WPTの基本波を含む9キロヘルツから150キロヘルツの放射妨害波の許容値に関しては、最近、アドホックグループでCD化が合意されました。その他のフラグメントも、順次検討予定にしております。また、マイクロ波帯のISM周波数にて、おおむね10メートル以下の距離で電力伝送する空間電送型WPTについては、その定義を示したCDVが回付されたところです。これらWPTについては、国内基準との整合を図りつつ、適切な標準化の推進に努めてまいります。

6ページは、F小委員会のトピックスです。こちらでは、LEDの高周波化、高機能化に対応して、現在、6ギガヘルツまでの許容値が提案されています。これを支持する立場で対応してまいります。

次、7ページになります。こちらは、H小委員会のトピックスです。こちらでは、妨害波許容値設定モデルの改定を行っています。製品委員会が、許容値の変更又は新たに許容値を作成する場合には、このモデルを使って妥当性を検証するというのが義務づけられましたことから、この規格の重要性が高まっております。これまで我が国からは、モデルの適用条件や確立要素の算出法に関する重要なコメントを提出し、技術報告書に反映されていますが、対処方針としては、より妥当性の高い許容値設定モデルに向けて、引き続き積極的に寄与を行ってまいります。

最後、8ページ目になります。こちらは、I小委員会のトピックスです。I小委員会では、マルチメディア機器のエミッション規格を定めておりますが、ここでは我が国のエキスパートが積極的に進めているテーマを御紹介します。これまでの国内での検討を基に、放射妨害波測定の再現性向上、どこの測定場で測っても同じ結果になるということのためには、電源ケーブルの終端インピーダンスの規定が重要であることがわかってまいりましたので、我が国からVHF-LISNという装置の提案を行っています。その効果を日本以外にも理解してもらうために、世界中でラウンドロビンテスト、持ち回り測定を主導して、その成果を踏まえ、装置仕様のCD、委員会原案を作成しました。今後、CDV化、投票用委員会原案化に向けて、引き続き我が国が積極的に主導していくことにしております。

以上、駆け足ではございましたが、CISPR会議対処方針についての御説明を終わ

ります。それでは、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○尾家分科会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御意見、御質問がございましたら、チャット機能にお申出いただければと思います。

安藤委員、お願いします。

○安藤分科会長代理 安藤です。御説明ありがとうございます。今の説明の5ページ、ワイヤレス電力伝送システムに関する検討のところで質問させてください。1の審議状況の最後のところに、CISPR11の対象として明示的に含めるためのCDVを回付することが合意されたという話があります。それに対する対処方針として、そのページの最後には、日本としては、「CISPR11の対象範囲に組み入れるべきではないとの立場を引き続き維持し」という文章があります。私個人としては、この後ろのほうの日本の立場をすごく強く支持するのですが、全体的にはどのような議論になりそうでしょうか。この2つ、白と黒の内容が書いてあるような気がしたので質問させていただきました。

以上です。

○山中専門委員 そこはなかなか難しいところではありますが、安藤委員が御承知のように、日本は空間伝送型については無線設備として検討するというので、これをずっと我が国は主張してきたのですが、やはりアメリカ等は、ISMとして取り扱いたいということで、両論併記ではないですけども、アメリカの立場も尊重しつつ、例えば日本として、無線設備として扱うというノートをつけるなど、そういうやり方も考えられるということです。

一方、ヨーロッパについては、最近、やはり無線設備として取り扱うという流れもあると聞いておりますので、その辺とも連携して、協調も考慮しながら進めていきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○安藤分科会長代理 分かりました。非常に難しいところだと思いますけれども、ぜひよろしく。電波を使いやすい環境を維持するというので、すごく難しいのはよく分かりますので、ぜひ頑張っていただけたらと思います。

以上です。

○山中専門委員 ありがとうございます。

○尾家分科会長 ありがとうございます。そのほか、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。いかがでしょうか。大変重要で、非常に幅広い課題に対して取り組んでい

ただいているということでもあります。よろしいでしょうか。どうもありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようでしたら、定足数も満たしておりますので、本件は、答申書（案）、資料159-2-3のとおり一部答申したいと思いますが、いかがでしょうか。御異議がある場合には、チャット機能でお申出くださいますようお願いいたします。

（異議の申出なし）

- 尾家分科会長 ありがとうございます。それでは、資料159-2-3の答申書（案）のとおり答申することといたします。御対応、どうもありがとうございました。
 - 山中専門委員 ありがとうございました。
 - 尾家分科会長 それでは、ただいまの答申に対しまして、総務省から今後の行政上の対応について御説明を伺えるということですので、よろしくお願いいたします。
 - 二宮総合通信基盤局長 総合通信基盤局長の二宮でございます。本日は一部答申をいただき、厚く御礼申し上げます。C I S P R会議の対処方針につきましては、本日御答申いただきましたとおり、無線通信に対する各製品の妨害波の影響を総合的に勘案するとともに、我が国の利益と国際協調を最大限に実現できるよう対処してまいります。特に我が国からは、ワイヤレス電力伝送分野をはじめとして、各種機器の測定方法等に関しまして積極的な提案を行っており、それらの国際規格への反映に向けて適切に対処してまいります。尾家分科会長、本日御説明をいただきました電波利用環境委員会の山中主査代理をはじめ、委員、専門委員の皆様を重ねてお礼を申し上げますとともに、引き続き御指導いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
- 以上でございます。

- 尾家分科会長 ありがとうございました。

閉 会

- 尾家分科会長 それでは、以上で本日の議題は終了いたしました。委員の皆様から何か、この機会にございますでしょうか。事務局から何かございますでしょうか。
- 成田総合通信管理室長 ございません。
- 尾家分科会長 ありがとうございます。それでは、本日の会議を終了させていただきます。

ます。次の日程につきましては、事務局から御連絡差し上げますので、皆様、よろしく
お願いいたします。

以上で閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。